

日本の視察団の皆様 タイへようこそ

2014年8月27日



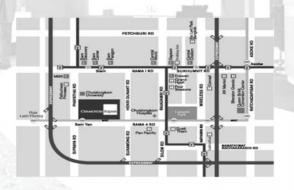
Page 1





ワンストップサービスセンター ビザ・労働許可証センター

18th floor Chamchuree Square Tower 319 Phayathai Road, Patumwan, Bangkok Tel: 66(0)2 209 1100 Fax: 66(0)2 209 1199 Email: osos@boi.go.th





タイでのビジネスを容易にする

We make it easier for you to do business in Thailand





目的

- ❖新しい投資家の入国を促進
- ❖拡張する予定の企業を支援
- ❖一箇所で関連政府機関との相談が可能。







サービスの対象者

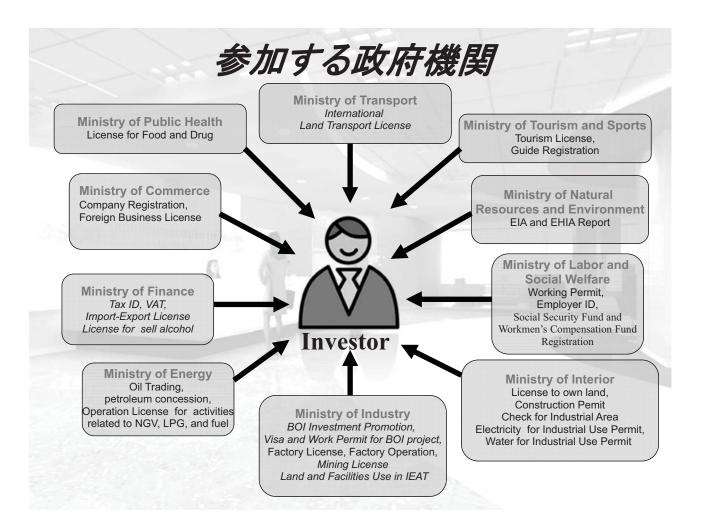
多様なビジネスに対応。

- 大手企業、中小企業
- ■国内企業、海外企業
- BOI 奨励企業、非奨励企業





Page 5



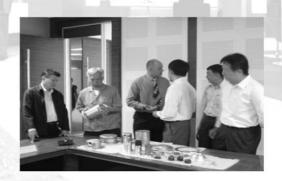
OSOSで助言を求める投資家の風景











メリット



タイでの起業に参加する21の政府機関などとの連絡が 一箇所でできること



時間や費用の節 約

充分に情報収集 でき、素早く起 業できること



一度で有効的・効 率的にサービスの 提供ができること

書類チェックや許認可の検討など問題が少なくできる









Page 9



ビザ・労働許可証センターの部署



外国人専門家導入許可の申請期間

奨励証書 発行前

第24条

奨励証書 発行前後

第25条



投資奨励法-第24条

投資の可能性調査をする

投資に有益な事業をする

投資奨励証書発給待機中事業をする

商工会議所に就労をする

Page 13

投資促進法

- *入国管理法の第25条おいて他に定められない限り、奨励者は以下の者を国内に導入することを許可する。
 - +(1) 技術者
 - +(2) 専門家
 - +(3) 第(1) 項もしくは第(2) 項における者 の配偶者または扶養者
 - +入国管理法で定められた人数または期間 を超過しても委員会の認可した人数また は期間で滞在できる。

投資促進法

❖第26条 外国人労働法に基づき、他に定められない限り第24条に許可された外国人および第25条に滞在許可された外国人技術者および専門家に、滞在許可された期間中に委員会が認可した職位のみで就労することを許可する。



Page 15

第25条

職位 新規 追加 期間延長 取消し/変更

技術者 本人/家族の承認 交代 臨時/緊急 延長 既存権利での滞在 帰国 関連会社での追加勤務



Page 16

BOI企業で勤務する外国人 導入許可の申請

Non-Bビザの申請

・外国にある タイ大使館/ 領事館 技術者·専門家導 入許可の申請

BOI

ビザの更新

. 入国管理局

ワークパーミッ トの申請

- ・職業斡旋局
- ・県の職業安定 所



Page 17

ビザ

正しいビザ	正しくないビザ	正しくないビザ
Non-B (技術者)	Tourist Visa (TR 60)	ポー30
Non-0 (家族)	Transit Visa (TS 30)	ポーポー90
	Non-B / Non-0 に変更すること	出国し外国にある タイ大使館/領事館でNon-B/Non-O またはTR/TS を申請すること (ビザ申請のためにBOI証明書申請が可能)

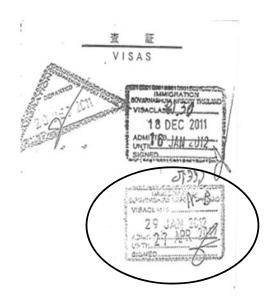
Visa Non-Bのサンプル





Page 19

タイ入国調印のサンプル





BOI証書に基づく調印のサンプル

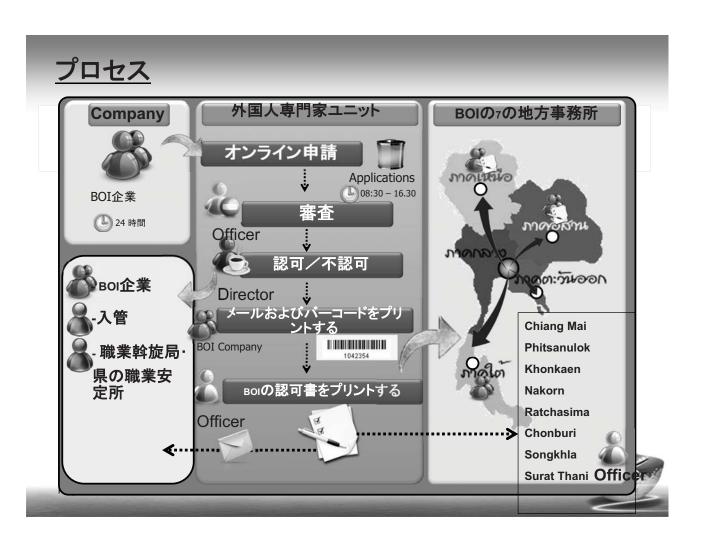


Page 21

家族/扶養者のVisa Non-Oのサンプル







e-Expert System開発 投資家のニーズにさらに応え、 技術者サービスを良くするために









Page 25

OSOS One Start One Stop Investment Center

タイでのビジネスを容易にする
We make it easier for you to do
business in Thailand